

夏島都市緑地ドッグラン広場利用規約

令和 元年 12 月 1 日制定

1. ドッグラン広場（以下「広場」という。）では利用される方々がお互いに譲り合い、自らの責任においてこの広場をご利用ください。

広場内で生じた犬、飼い主の事故・けが・その他のトラブルは直接当事者間で解決してください。横須賀市及び公園管理者は一切関与しません。

2. 広場利用の際は、事前に登録手続きを受けてください。

広場利用登録の際は、犬鑑札（実物）、狂犬病予防注射済票（実物）及び身分証明証を提示してください。

※身分証明証は運転免許証、健康保険証、社員証、学生証、パスポート、住民基本台帳カードのうち、登録申請者の住所、名前、年齢が確認できるものとします。

※下記の犬種の登録はお断り致します。

（秋田犬、土佐犬、アメリカンピットブルテリア等（子犬も含む））。

また、登録にはこの規約に同意することを条件とします。

**登録場所：夏島グラウンド詰所 登録受付時間：午後 1 時～4 時
〒237-0062 横須賀浦郷町 5 丁目 2931 番地 71 ☎080-2391-9779**

3. 利用時に、飼い主の方は登録証を首からかけ、犬に犬鑑札、狂犬病予防注射済票の装着を確認させてください。
4. 広場内では、犬の水飲み以外の飲食は禁止です。
5. リードを外す前に、犬を十分にこの広場に慣らせてください。
6. 広場の利用に慣れていない犬や、飼い主の命令を聞けない犬はリードを外さないでください。
7. ボールなどのおもちゃ、訓練用具などの使用は禁止です。
8. おしっこをしたところには備え付けのペットボトルを用いて水をかけてください。また、フンは拾ってお持ち帰りください。
9. ごみはお持ち帰りください。
10. 犬と飼い主は、必ず一緒に入場してください。

なお、15 歳未満の方がご利用の場合は、保護者の同伴が必要です。

また、乳幼児、児童と利用する場合は、広場内の状況に応じ、入場を自粛する等ケガ等の防止に配慮してください。トラブルは直接当事者間で解決してください。横須賀市及び公園管理者は一切関与しません。

11. 利用者 1 人につき、1 頭の利用とします。
12. ベビーカーの入場は禁止です。イス、机などの持ち込みも禁止です。

13. 小型犬用広場に入場できる犬は体高 40 cm未満、かつ体重 10kg 未満の犬とします。
大型犬・中型犬広場に入場できる犬は体高 40 cm以上、または体重 10kg 以上の犬とします。
14. 広場内では、常にリードを携帯するとともに、犬に注意を払い、いつもと違う様子が伺えた場合は、すばやくリードを装着し、落ち着かせてください。
15. 犬が、激しい接触や興奮状態などの迷惑行為におよび、声での制止が不可能な場合は、直ちに飼い主が身体を使い静止し、リードを装着すると共に、落ち着かせてください。収まらない場合は、一度広場から退場してください。
16. 咬傷事故があった場合は、「神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき横須賀市保健所生活衛生課動物愛護センターへ連絡してください。

横須賀市保健所生活衛生課動物愛護センター

〒237-0062 横須賀市浦郷町 5-2931 TEL046-869-0040 (平日 8 : 30～17 : 00)

17. 以下に該当する場合は、ご利用にはなれません。
 - (1) 狂犬病予防法で定められた予防注射を受けていない犬、
受けてから 1 年以上経過した犬。
 - (2) 当日、他の利用者、犬に噛み付きなどの迷惑行為を行なった犬。
 - (3) 発情期及び、皮膚疾患等の病気の犬。
 - (4) 闘犬を目的とした犬など、他の飼い主や犬に恐怖感を与える犬。
 - (5) 犬以外の動物。
18. 広場内を含む、公園での犬のグルーミング（毛づくろい）は禁止いたします。
19. 広場内は禁煙です。
20. お車でお越しの際は、夏島都市緑地駐車場をご利用ください。
21. 管理上支障のある場合、係員の指示に従わない場合、当規約を守れない場合は、ご利用をお断りし、退場していただきます。その場合、年間使用料は返還しません。

附則

(施行期日)

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施工する。

(施行期日)

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施工する。

(施行期日)

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施工する。

(施行期日)

この規約は、平成 30 年 10 月 1 日から施工する。

(施行期日)

この規約は、令和 元年 12 月 1 日から施工する。